

令和元年度

岩美町農業施策等に関する意見書

令和元年 12 月 10 日

岩美町農業委員会

平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正により、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進など農地等の利用の最適化を推進することが農業委員会の必須業務となりました。

これを受けて、岩美町農業委員会は、平成29年7月に新体制に移行し、平成30年3月には「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農地利用の最適化に向けた具体的な目標と推進方法を定め、その達成に向けて活動を行っているところでございます。

さて、農業を取り巻く状況については、昭和44年から始まった米の需給調整を基軸とした減反政策が平成29年度で廃止され、平成30年12月には、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP11）が発効されるなど、国内農業の先行きに対する不透明感、不安感から農業生産を維持することが非常に厳しい状況にあります。

そのような中で、今後の農業振興の方向として、人・農地プランの実質化への取組を推進し、農地中間管理事業を活用して担い手農家への効率的な農地集積を推進するとともに、新規就農者の受け入れ体制の明確化と、法人化も含めた集落営農組織による機械、施設の共同利用及び組織への農地集積を促進していく必要があります。

また、農業従事者の高齢化が進み、農地の維持管理に苦慮しており、作業の省力化、効率化を図るため、農地の再整備を進めるとともに、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金の有効活用、鳥獣被害防止対策の取組による荒廃農地の発生抑止及び農地再生により農地の保全に努める必要があります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、岩美町の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和元年12月10日

岩美町長 西垣 英彦 様

岩美町農業委員会
会長 山本 淳

1. 有害鳥獣対策について

シカ、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害は依然として深刻な問題であり、農業者の営農意欲の減退、離農の大きな要因となっています。

町としては、被害防止施設の設置に対する助成、捕獲者の確保対策、捕獲奨励金の交付などその対策を行っているものと承知していますが、以下のとおり更なる被害防止対策に取り組んでいただきたい。

- (1) 農家の有害鳥獣対策経費の負担軽減のため被害防止柵（金網、電気柵等）に係る補助制度の補助率を上げること。
- (2) イノシシの猟期における捕獲奨励金について、令和元年度は鳥取県が豚コレラ対策として 5 千円の捕獲奨励金を交付する予定であるが、来年度以降も継続して猟期における有害捕獲に対しても捕獲奨励金が交付されるよう新たな制度創設を県に要望すること。
- (3) イノシシ、シカ等の有害鳥獣の活動区域を制限するため、里山整備を進めること。
- (4) 毎年の狩猟登録の際に必要な経費について、新規登録者に限らず継続して登録する者に対しても助成すること。

2. 農業用施設等の老朽化対策について

本町では、土地改良事業等で整備した農地、農業用施設も経年劣化が進んでおり、良好な営農条件を確保するためには、それらの改良、修繕が必要とされる地域も多くみられます。

しかしながら、特に耕作者にとっては、基盤整備への投資は、農業経営の大きな負担となるため、農地、農業用施設の改良、修繕に係る地元負担率の軽減を行っていただきたい。

3. 水路・畦畔管理対策について

農地の利用集積が進み、認定農業者等担い手の規模拡大も進んでいますが、耕作者にとって水路、畦畔の管理が大きな負担となっています。

今後も円滑な担い手への農地の利用集積を促進するため、以下のことについて取り組んでいただきたい。

- (1) 耕作者の水路・畦畔管理の負担軽減のため、中間管理事業による農地の

貸借において、水路・畦畔の管理に関し、できる限り地権者の協力を得られるよう地権者と耕作者の役割の取り決めについて見直しを行うこと。

(2) 中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を利用した地権者側（地域）での管理を促すよう協定締結団体の指導を行うこと。

(3) 地域での管理も関係者の減少により、活動に限界があるため、町全域を包括した新たな農地管理のしくみの創設について検討すること。

4. 多面的機能支払交付金について

本町では、多面的機能支払交付金制度に平成26年から取り組み、今では、地権者、地域、耕作者が一体となって農地の維持、保全を行うための活動に必要な不可欠な財源となっています。

しかしながら、今なお当該制度に取り組んでいない地域もありますので、町全域で取り組みが進むよう、協定未締結地域に対して、制度の周知、支援を行っていただきたい。

また、地域が取り組みやすい事業とするため、事務の簡素化について国、県等に要望していただきたい。

5. 人・農地プランの実質化に向けた推進体制の構築について

農地中間管理事業法の改正により、全国的に人・農地プランの実質化に向けた取り組みが進められています。本町としても、地域農業の未来を描く設計図として、各集落、地区においてプランの作成及び実質化を進める必要があり、改正法の趣旨に即し、農業委員会としてもその作成等にあたっては積極的に関わっていきたいと考えております。

つきましては、本町としての今後の実質化に向けた推進体制及び各関係団体の役割を明確化するため、農業委員会との協議の場を持っていただきたい。

6. 新規就農者（農業後継者）確保対策について

新規就農者（農業後継者含む）の確保対策は、本町農業の持続、発展のための重要施策であり、今後もその対策を継続していく必要があります。

特に、現在設立されている集落営農組織において、機械オペレーター等農作業従事者の高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいない組織も見受けられます。

集落営農組織の中には法人格を持ち、認定農業者となっている組織もあり、地域農業の担い手として必要不可欠な存在となっています。今後も持続的に

営農を継続していく組織とするため、現在の営農組織及び今後設立される営農組織内で円滑に後継者を確保できるよう支援制度を創設していただきたい。

7. (一財) 岩美町振興公社の事業の見直しについて

岩美町振興公社（以下「公社」）は、本町における農地利用集積事業において中心的な組織であります。近年までは、農地保有合理化法人として受け手のない農地の中間保有を行い、自らも農地の経済的利用及び保全業務を行ってまいりました。

平成25年から中間管理機構を中心とした農地中間管理事業が始まり、農地の利用集積面積も増加してきました。その反面、認定農業者等の担い手も農地を借り受ける際に条件の良い農地を選択できるようになり、条件の悪い農地の受け手がなくなり、耕作放棄地となる農地も増えてきています。

そのため、本町として守るべき農地を明確にしたうえで、公社を本町農地の維持、保全のための「セーフティネット」として機能させるため、その事業の拡充及び見直しをしていただきたい。